

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

記

- 1 入 札 方 式 一般競争入札
- 2 入 札 日 時 令和8年9月15日 (火) 11時00分
- 3 入 札 場 所 福岡県築上郡築上町西八田 航空自衛隊築城基地会計隊入札室
- 4 参 加 資 格 (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者でないこと。
(2) 令和7・8・9年度の資格結果通知書(全省庁統一資格)で「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、九州地域の競争参加資格を有する者とする。
(3) 契約担当官等から、又は防衛省としての指名停止措置を受けている期間中のものでないこと。
ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- 6 保 証 金 入札保証金 免除
契約保証金 免除
- 7 契 約 方 法 確定契約
- 8 決 定 方 式 総額決定
- 9 入 札 の 無 効 4の参加資格のない者のした入札、又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 10 契約書等作成の有無 有
- 11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約（請書）条項、役務供給契約（請書）条項及び適用契約条項の関係条項による。
- 12 契約条項を示す場所 航空自衛隊築城基地 会計隊契約班

13 入札に付する事項

品 名（件 名）	履行場所	履行期限	適要
屋外タンク貯蔵所定期点検及びタンククリーニングその他整備	航空自衛隊築城基地	令和9年2月26日	入札書のとおり

- 14 そ の 他 (1) 代理人による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。
(2) 入札参加希望者は、入札日開始前までにメール等にて「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認する。
(3) 郵便による入札を希望するものは、記録に残る方法を用いて入札日前日17:00までに下記連絡先まで郵送すること。※郵便による入札の場合は、再入札は辞退と見なします。
(4) 本書記載事項の詳細、その他不明な点については会計隊契約班に照会のこと。
なお、仕様内容についての問い合わせは、下記の施設隊担当者に連絡するものとする。

福岡県築上郡築上町西八田
航空自衛隊築城基地会計隊契約班 担当：高橋 担当：施設隊 立山
電話 0930-56-1150（内線3522） （内線3464）
Mail TAKAHASHImOe@inet.aci.mod.go.jp

入 札 書

下記のとおり、「入札及び契約心得」並びに入札条件等承諾の上提出します。

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎 殿

令和8年9月15日

住 所
会 社
代 表 者 名

印

履行期限	令和9年2月26日	履行場所	航空自衛隊築城基地		
品 名（件 名）	規 格	単位	数量	単 価	金 額
屋外タンク貯蔵所定期点検及びタンククリーニングその他整備		式	1		
	以下余白				
入札金額	¥				

委任状

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎 殿

次の者を代理人と定め、下記事項について委任します。

受任者
住所
氏名

印

記

屋外タンク貯蔵所定期点検及びタンククリーニングその他整備の入札の件

令和8年9月15日

委任者(会社名)

住所
氏名

印

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
		築基LPS-R00048	
品名又は件名	屋外タンク貯蔵所定期点検及びタンククリーニングその他整備	承認年月日	令和8年7月29日
		作成年月日	令和8年7月13日
		改正年月日	
		作成部隊名	施 設 隊
総則 1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊築城基地に設置した屋外タンク貯蔵所の定期点検、タンククリーニング及びそれに付随するその他の整備について規定する。 2 役務に関する要求 2.1 役務の内容 屋外タンク貯蔵所定期点検及びタンククリーニングその他整備作業とし、細部は調達要領定書による。 2.2 役務場所 航空自衛隊築城基地とし、細部は調達要領指定書による。 3 品質保証 3.1 監督 監督の方法については、直接監督方式により作業状況を確認するものとする。 3.2 検査 検査の方法については、直接検査方式及び資料検査方式とし、細部は以下に示す。 a) 直接検査方式 外観検査 b) 資料検査方式 契約相手側が提出する試験成績表等の一件書類が、本役務の要求に適合しているか確認する。 3.3 再検査 検査の際に官側の責にならないよう不具合が生じた場合は、契約相手方の責任において速やかに手直しを実施し、検査官の再検査を受けるものとする。 4 一般共通事項 a) 契約相手方は、本役務に関する場所以外の区域及び施設に許可なく立入ってはならない。 b) 本役務に使用する材料は、新品を使用するものとし現場搬入時に監督官の確認を受けるものとする。また、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。			

文書管理者：第8航空団基地業務群施設隊長 作成年月日：2026. 7. 13

保存期間：5年 保存期間満了日：2032. 3. 31 枚数：12枚 配布先：なし

- c) 契約相手方は、現場において仮置きした資機材を適切に管理し、作業完了後は現場及び現場付近の清掃を確実に実施するとともに、監督官の確認を受けるものとする。
- d) 契約相手方は、現場管理に関して監督官の指示に従うとともに、作業関係者の監督、風紀、衛生、並びに火災、盗難、その他の事故防止に努めるものとする。
- e) 本役務中に生じた事故等で契約相手方にその責のある損害については、契約相手方の負担とする。また、建物等に損害を与えないように十分注意するものとし、万一破損させた場合は速やかに監督官に連絡し、契約相手方の負担で現状に復帰するものとする。

5 管理事項

5.1 作業計画書の提出

契約相手方は、次の事項を記載した作業計画書をタンククリーニングの着工前に監督官に提出して承認を受けなければならない。

- a) 指揮・命令系統
- b) 作業目的及び作業手順
- c) 各部門の業務分担及び責任範囲
- d) 災害要因及び対応措置の内容
- e) 保護具の種類
- f) 作業許可を要する事項
- g) 注意事項及び禁止事項

5.2 仮設物設置申請書の提出

契約相手方は、仮設物の設置計画を明らかにした仮設物設置申請書を監督官に提出して、承認を受けなければならない。

5.3 作業現場管理

- a) 作業主任者は、作業員の所持品検査を実施し、マッチ、ライター等の発火物の作業現場への持ち込みを厳禁にするとともに、作業現場の規律の維持については、監督官の統制に服さなければならない。
- b) 作業主任者は、作業上危険を伴うおそれのある場所への、作業関係者以外の者の立入を禁止するため、監督官の承認を受けて仮囲い等を設け、立入禁止の表示をしなければならない。
- c) 作業主任者は、前項 a) 及び b) に定めるほか、作業中は適時必要に応じ監督官の指示する現場管理を行わなければならない。

5.4 関係法令の遵守

契約相手方は、労働安全衛生法をはじめとした関係法令を遵守し、安全に作業しなければならない。

5.5 官公署への手続き

契約相手方は、タンククリーニングに必要な官公署等への諸手続きを遅滞なく行うこととする。

5.6 提出書類等

- a) 契約相手方は、監督官が指定する様式により、次に掲げる書類を監督官が指定する期日までに提出しなければならない。ただし、これ以外の書類を提出する場合は監督官の指示による。
- 1) 現場代理人等通知書及び経歴書
 - 2) 日程表
 - 3) 作業計画書
 - 4) 現場作業員名簿
 - 5) 仮設物設置申請書
 - 6) ガス検知器検定合格証（検定後1年以内）（写し）
 - 7) 危険物取扱者免状（写し）
 - 8) 酸素欠乏危険作業主任者免状（写し）
 - 9) 着手届、完了通知書、引渡書
 - 10) 発生材報告書及び調書
 - 11) 作業写真
- b) 現場代理人は、監督官が指定する様式により、次に掲げる書類を作業の都度提出しなければならない。
- 1) 可燃性ガス濃度測定記録（可燃性ガス放出作業時）
 - 2) その他監督官の要求する書類

5.7 後片付け等

契約相手方は、タンククリーニング完了後、監督官の指示した期間内に作業のため設置したすべての仮設物を取り除き、付近の清掃を行って現状に復旧させなければならない。

6 安全衛生管理

6.1 作業実施にあたっての基本方針

- a) 指揮・命令系統の明確化
- b) 作業手順の明確化
- c) 業務分担及び責任範囲の明確化
- d) 連絡および合図の方法の周知徹底
- e) 注意事項及び禁止事項の周知徹底

6.2 一般留意事項

- a) 作業内容を事前に打ち合わせ等により作業に関わる者全員に周知徹底すること。
- b) 作業の実施は、あらかじめ当該作業に係る必要な教育を受けたものが行うこと。
- c) 電源等の動力源を確実に遮断するとともに、施錠、札掛け等の誤操作を防止する措置を講ずること。
- d) 作業の種類に応じ呼吸用保護具、保護手袋、保護衣等の保護具を使用すること。
- e) 単独で実施する作業を限定するとともに、各個人の判断による単独作業を実施させないこと。

- f) 単独作業を実施させる場合は、必要に応じ、作業者との間で随時連絡が取れるように通信機器等を携帯させること。

6.3 作業に関する留意事項

a) 火気使用

- 1) 作業開始時及び当該作業中、随時作業箇所の可燃性ガス等の濃度を測定すること。
- 2) 作業場所へは、あらかじめ許可された者以外の火気又は点火源となるおそれのある機械等を一切持ち込まないこと。
- 3) 作業場所には、消火器等を配置するとともに、避難方法をあらかじめ定めかつ、これを作業員に周知すること。
- 4) 作業場所においては、必要に応じて不燃性シート等を用いて養生を行うこと。

b) 入槽作業

- 1) 作業を行う設備から危険物、有害物質等を確実に排出し、かつ、作業箇所に危険物、有害物質等が漏えいしないように、バルブ、コック、を閉止かつ施錠すること。又はバルブ、コックを閉止するとともに閉止板等を設置し開放してはならない旨を表示すること。
- 2) 設備内部の残圧の確認は、圧力計によるほか、ベント、ドレン等の開放口を徐々に開けて行うこと。
- 3) 入槽直前に、可燃性ガス及び酸素その他予測される有害ガスの濃度の測定を行い、安全を確認した後に入槽し、測定は作業中断後、再入槽時も同様に行うこと。
- 4) 酸素等の濃度測定は、酸素欠乏症等防止規則の規定に基づき厳正に実施すること。
- 5) 監視人を置き、入槽作業者との連絡が途絶えることのないようにすること。
- 6) 作業開始前及び作業終了後に人員の確認を行うこと。
- 7) 設備内部で有機ガソリン等の有機溶剤を取り扱う場合、有機溶剤中毒予防規則を遵守するものとする。

c) 高所作業

- 1) 昇降設備、作業床の設置、安全帯の装着等必要な墜落防止措置を講じ、必要に応じ監視人を置くとともに、危険が予測される場合は作業を中止すること。
- 2) 上下での同時作業を行わないものとし、やむを得ず行う場合は、相互密接な連絡を行うこと。
- 3) 高所作業中である旨を作業場所の下部に提示すること。
- 4) 工具類は、落下しないよう必要な措置を講じること。

6.4 作業許可

- a) 火気使用作業、入槽作業及び高所作業等の災害発生の危険性の高い作業は、あらかじめ書面により監督官の許可を受けること。
- b) 作業許可書には、次の事項等について記載すること。

- 1) 監督官（許可責任者）、作業主任者、立会者、監視人、作業員
- 2) 作業内容
- 3) 作業に係る注意事項及び禁止事項
- 4) 作業年月日、作業開始時刻、終了予定時刻
- c) 作業内容の変更に必要な場合は、新たに作業許可を受け、また予定時間内に、作業が終了しなかった場合は、改めて許可を受けること。
- d) 作業許可書は、作業場所に提示すること。

6.5 安全衛生教育の実施

契約相手方は、作業者に対し次の事項等について必要な安全衛生教育を実施するものとする。

- a) 作業計画及び緊急事態対処マニュアル
- b) 作業許可を必要とする作業の種類
- c) 保護具の種類及び使用方法
- d) 作業現場の安全衛生基準及び関連法規
- e) 酸素欠乏危険作業に係る教育（酸素欠乏症等予防規則第12条に基づく教育）

6.6 緊急事態への対応

契約相手方は、作業実施中に爆発、火災、危険物・有害物質等の漏えい及び労働災害の発生等の緊急事態が生じた場合に対応するため、必要に応じ次の措置を講ずるものとする。

a) 緊急事態対応マニュアルの制定

- 1) 緊急事態発生時の連絡方法
- 2) 爆発、火災及び危険物・有害物質等の漏えいに対する対応措置並びに指揮・命令系統

b) 救急用保護具等の準備

1) 救急用保護

作業主任者は、燃料タンク近くに救急用保護具（酸素呼吸器又はホースマスクを含む。）を1組以上備えること。

2) 安全帯等

作業主任者は、事故発生の際、被害者を救急することが困難と予測される場所では、あらかじめ作業員に安全帯等の適切な装備品を装着させること。

3) 救急用具

作業主任者は、負傷者の手当てに必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を作業員に周知させること。

c) 監視人の配置

- 1) 監視人は、常に燃料タンクの内部の全作業員を見通しできる開口部に位置し、作業員から目を離さないこと。

- 2) 監視人は、異常を認めときは直ちに付近の作業員等呼び集め、安全帯等を用いて被害者の救出を図る等、燃料タンクの外部における救助作業に従事すること。
- 3) 監視人が1名の場合は、監視人は自ら燃料タンクの内部に立ち入らないこと。
- 4) 監視人は、被害者の救出のため燃料タンクの内部に立ち入るときは、その時の状況に応じて呼吸保護具、安全帯、その他必要な保護具を着用すること。

7 使用器材

7.1 標識

標識の設置及び撤去は、監督官の承認を得て契約相手方が実施し、その設置については表1による。

表1—設置標識

区 分	適 用
1 動力源に遮断に伴う始動禁止用標識	色と形でその主要な意味内容を表し、その中に特定の字句又は図形を書き加えたものの。
2 配管の遮断に伴うバルブ類の開閉禁止用標識	
3 作業現場立入禁止用標識	上記のほかに、必要な字句又は図形を書き加えたもの。

7.2 作業用具

作業用具は、表2による適合品とし、機能が完全なものを使用すること。

表2—用具一覧

区 分	適 用
1 照明器具 (1) 携帯灯 (2) 移動灯 (3) キャプタイヤコード及びキャプタイヤケーブル	JIS C0930～C0935 による耐圧防爆構造とする。 JIS C0930～C0935 による耐圧防爆構造とする。 JIS C3301 による2種以上又は同等品とし、継ぎ目のないものとする。
2 手工具	JIS-M7615 による防爆用ベリリウム銅合金用工具類とする。
3 ブラシ	真鍮ブラシ等非鉄金属性とする。
4 水洗用具	ホースは、布、ゴム又はビニール製とする。ノズルは、非鉄金属性とし、布類で被覆したものとする。

7.3 労働衛生保護具

保護具は、表 3 による適格品とし、機能が完全なものを使用すること。

表 3—保護具一覧

種 別	規 格
1 化学防護服	JIS T8115 による。
2 照明器具	JIS T8116 による。
3 化学防護長靴	JIS T8117 による。
4 保護めがね	JIS T8147 による。
5 防じんマスク	JIS T8151 による。
6 防毒マスク	JIS T8152 による。
7 送気マスク	JIS T8153 による。
8 空気呼吸器	JIS T8155 による。
9 酸素発生形循環式呼吸器	JIS T8156 による。
10 電動ファン付呼吸用保護具	JIS T8157 による。
11 微粒子状物質用防じんマスク	JIS T8160 による。
12 防音保護具	JIS T8161 による。
13 圧縮酸素型循環呼吸器	JIS M7601 による。
14 一酸化炭素用自己救命器(CO マスク)	JIS M7611 による。
15 閉鎖循環式酸素自己救命器	JIS M7651 による。
16 保護具（ヘルメット）	不浸透製の一般市販品とする。

7.4 薬剤類

薬剤類は、表 4 により選定し使用するものとする。

表 4—薬剤一覧

種 別	規 格
1 鉛毒分解剤	過マンガン酸カリ 5 % 溶液又は漂白粉濃溶液とする。
2 脱脂剤	陰イオン及び非イオン界面活性剤と特殊溶剤を配合した洗浄液とする。
3 洗剤	石けん等の一般市販品とする。

7.5 ガス検知器

ガス検知器は表 5 による適格品とし、機能は完全なものを使用すること。

表 5—ガス検知器

種 別	規 格	性 能	
		精度	測定範囲

可燃性 ガス	JIS M7602 による精密型とする。	0.002%	0～0.2%
-----------	----------------------	--------	--------

7.6 機械類

高圧ジェットクリーニング用機器，ホースマスクの送風用及び強制換気用空気圧縮機又は換気扇，その他作業用電動工具等は，用途，作業規模，現場状況等により選定し，作業主任者は，その名称，規格及び数量等について監督官の承認を受けること。

8 タンククリーニング実施要領

8.1 点検作業項目等

- 底板，側板及び溶接線状況確認
- タンク内部塗膜状況確認
- その他機器点検
- クリーニング

8.2 点検要領及び判定基準

- 底板，側板及び溶接線状況確認
目視点検による減厚及び変形がないこと。
- タンク内部塗膜状況確認
目視点検による塗膜の剥離，気泡，浮き上がり等がないこと。
- その他機器点検
タンク内部の各機器作動部分の目視点検を行う。
- クリーニング
タンクの底板，側板及び付属機器を水拭き清掃等及び乾拭き清掃を行うこと。

9 定期点検等

9.1 関係法規については、表6の関係法規を遵守するものとする。

表6—関係法規

	検査項目	関係法令等
定期点検	沈下測定	- 危険物関係通達 平成6年消防危第73号 - 危険物の規制に関する政令（以下、「危政令という。」） 昭和34年危政令第306号 第8条4の5
内部点検	底板板厚測定	- 危険物関係通達 昭和54年消防危第169号 平成6年消防危第73号 - 危政令第8条の4の6
	溶接部検査	危険物関係通達

	(磁粉探傷検査、真空漏洩検査、浸透探傷検査)	昭和52年消防危第56号 ・危政令第8条の4の6 ・危政令第11条4の2 ・危険物の規制に関する規則第20条の6～8
--	------------------------	---

9.2 実施要領

沈下測定、底板板厚測定、溶接部検査、燃料タンク内部塗装準備作業及び燃料タンク内部塗装とし、細部は、調達要領指定書のとおり。

10 作業要領

10.1 動力源の遮断

燃料タンクに影響を及ぼすおそれのある動力源（手動装置含む。）は、これを遮断し必要な処置を実施すること。ただし、ポンプ排水措置に係る動力源を除く。

10.2 配管の遮断等

燃料タンクに接続しているすべての伸縮継手等を取り外し、配管系統側のフランジに十分内圧に耐えうる強度の閉止板を取り付け遮断すること。

10.3 開放部の開放

- a) 燃料タンクのマンホール及び液体燃料等の流入するおそれのない開放部は、すべて開放すること。
- b) マンホール蓋及び伸縮継手等の取り外しは、防爆用工具を用いて、風上側の位置で慎重に行い、衝撃等によってスパークが発生しないように十分注意すること。

10.4 換気

- a) 次により燃料タンク内部の換気を行うこと。
換気方法としては、次に掲げるもののうち最も適当な方法を選定し、監督官の承認を受けて行うこと。
 - 1) 自然通風による換気
 - 2) 風取り帆による換気
 - 3) 換気扇及び送風機による換気
 - 4) 圧縮空気を用いた強制通風による換気
 - 5) 水を燃料タンク内部に満たして残留ガスを放出する換気
- b) 換気を行うときは、次に掲げる事項について注意すること。
 - 1) 可燃性ガスの放出は、タンク上部のマンホール等から行い、静電気を滞留させないよう少しずつ抜くこと。
 - 2) 換気装置はエアーもしくは防爆仕様とすること。
 - 3) 燃料タンクの内部立入作業中に圧縮空気による強制換気を行うときは、直接作業員の身体にあてないこと。
 - 4) 燃料タンクの内部に作業員が立ち入る前に、換気装置等により内部の残留ガスを放出換気する。この強制換気は、必要に応じ内部立入作業中も継続して行うこと。

- 5) 換気終了後、可燃性ガス濃度及び酸素濃度を測定し、可燃性ガス濃度0.01パーセント以下で、かつ、酸素濃度20.9パーセントをもって、タンク内部換気作業を終了すること。濃度測定結果が上記範囲を満たさないときには、引き続き換気作業を行うものとし、タンク内部換気作業終了後も、タンク内部で作業を行うときは、換気を継続し作業開始前に濃度測定を行い安全の確認を図ること。

10.5 燃料タンク内部のガス検知

- a) 燃料タンク内部に作業員を立ち入らせるときは、表7による内部のガス検知の結果、安全であることを確かめた上、監督官の承認を受けること。

表7—各立入条件

区 分	立入条件	備 考
1 呼吸用保護具未装備で燃料タンクの内部へ立ち入ることができる場合	爆発下限界の2分の1以下の場合	
2 呼吸用保護具を装着して、燃料タンクの内部へ立ち入ることができる場合	爆発下限界の4分の1未満の場合	タンクの構造上、立入条件を満たさない場合は、4に準じて行う。
3 燃料タンクの内部立入禁止	爆発下限界の4分の1以上の場合	
4 緊急時、燃料タンクの内部へ立ち入る場合	安全上の処置を施した場合	安全上の処置とは、原則として、監督官の立会のもとで呼吸器用保護具を装着し、事故防止の対策を講じた場合をいう。

- b) ガス検知の位置は、初めにマンホール等の開口部とし、可燃性ガス濃度が爆発下限界の4分の1未満の数値になってから、次に、燃料タンク底部のためます付近又は燃料タンク内部で開口部から最遠のガスが滞留しやすい部分及び監督官の指示する箇所とすること。
- c) ガス検知を行う者は、状況に応じて保護具を着用すること。

10.6 燃料タンク外部のガス検知

必要に応じ燃料タンクの外部のガス検知を行い、その結果により、燃料タンクの外の作業に対しても保護具を使用し、又は発火源についての安全処置を行うこと。

10.7 残さい物の処理

残さい物を処置する場合は、原則として燃料タンクの内部に残留する可燃性ガスが爆発下限界の4分の1未満となつてから、次の要領により行うこと。

- a) 燃料タンクの底部に沈積している残さい物を搬出する場合は、中和剤等で処置するとともに、保護具を着用した2名以上の作業員を、燃料タンクの内部に立ち入らせ、遅滞なく搬出すること。
- b) 搬出した残さい物は、産業廃棄物として処理すること。

10.8 タンククリーニング等

- a) 脱脂剤を内部全面に塗布又は吹き上げた上、マンホール等からホースを引き入れ、脱脂剤を確実に水で洗い流し、作業後拭き取っても汚れが付かない程度とする。
- b) 洗浄後は乾拭きを行い、完全に乾燥させること。
- c) タンククリーニング後、異常等を認めた場合は、速やかに監督官に通報すること。

10.9 静電気に対する処置

- a) 雷雲が接近しているときは、作業を中止し、燃料タンクの開口部はすべて閉鎖すること。
- b) 水洗いホースノズルもしくは照明用移動灯等、タンクと絶縁された金属製品については、アースを取る。(ただし、ガス濃度0パーセントの場合は除く。)

10.10 燃料タンク内部での火気使用の条件

燃料タンクの内部で裸火を使用する場合及び火花が発生するおそれがある場合の可燃性ガス濃度は、爆発下限界の25分の1以下とすること。

10.11 監督官の確認等

- a) 作業工程ごと、又はあらかじめ監督官が指示した作業の区切り目では、必ず監督官の確認を受けた後でなければ、次の作業を進めてはならない。
- b) 前号a)の終了後、監督官の指示に従って所要箇所の写真撮影を行い、監督官に提出すること。

10.12 復旧作業

燃料タンクのタンククリーニングの作業終了後、監督官の立会いの下で遮断していた動力源、配管及び開放していたマンホール等の開口部を現状のとおり復旧するものとし、この際、不純物を混入させないよう丁寧に行う。

11 完了検査等

11.1 作業主任者は、タンククリーニングの着工前の状況、外部から明視できない分及び施工段階の主要な部分並びに完成後の施工状況、その他監督官の指示する箇所の役務写真を撮影し監督官に提出する。

11.2 契約相手方は、復旧作業終了後、作業完了検査を受けること。

11.3 契約相手方は、作業完了検査により不具合の箇所があったときは、契約相手方の負担において手直しを行い、終了後、再検査を受けなければならない。

11.4 作業主任者は、検査官が行う作業完了検査には必ず立ち会わなければならない。

12 特記事項

- a) 清掃に必要な資器材は、契約相手方が準備するものとする。
- b) 契約相手方は、現場代理人を指定し、所定の様式で監督官に通知する。
- c) 契約相手方は、作業時期及び日程については、監督官と十分協議し、計画する。
また、工程表を提出し作業の順序及び方法について監督官に承認を受けるものとする。工程表等の変更が生じた場合は、その都度、監督官と調整し、修正しなければならない。
- d) 本仕様書及び調達要領指定書に明示のない場合、あるいは疑義を生じた場合は、監督官と協議するものとする。
- e) 契約相手方は、仕様書及び図面を複製する場合は、必ず監督官の許可を得るものとする。
- f) 作業写真は、作業前・中・後及び監督官が示す写真を工程毎に撮影した後、アルバムに整理編集し、報告書とともに提出ものとする。作業写真の撮影要領については国土交通省大臣官房官庁営繕監修“営繕工事写真撮影要領（最新刊）・工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編”を標準とする。
- g) 契約相手方は、作業中の現場において仮置きした資機材及び発生材等を適切に管理し、作業終了後は現場並びに現場付近の清掃を確実に実施し、監督官の確認を受けるものとする。
- h) 契約相手方は、作業により生じた発生材について、監督官の指定する場所へ整理及び集積し、発生材報告書を提出するものとする。金属類に関しては、官側に引き渡すものとし、その他の廃棄決定された発生材は、関係法令に従い適切に処理するものとする。
- i) 本役務の交換部品等は、同等品又はそれ以上の新品を使用するものとし、細部は、調達要領指定書による。

13 参考

空気中の可燃性ガスが、点火によって燃焼（爆発を含む。）する範囲は、表 8 のとおり。

表 8—燃種別爆発限界一覧表

種 類	区 分	爆発限界 (%)	備 考
J e t A-1	—	1.0～7.0	
ガソリン	—	1.3～6.0	
軽 油	—	0.5～5.0	
灯 油	—	0.5～5.0	
重油	1 号	1.0～7.0	A 重油
	2 号	—	

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	監－５２
	調 達 要 求 年 月 日	令和８年７月３１日
	作 成 部 隊	施設隊
	作 成 年 月 日	令和８年７月１３日
品 名	屋外タンク貯蔵所定期点検及びタンククリーニングその他整備	
仕 様 書 番 号	築基ＬＰＳ－Ｒ０００４８	

指定事項については、次のとおりとする。

1 役務場所

航空自衛隊築城基地（別図第１のとおり。）

2 役務の内容

(1) 規模

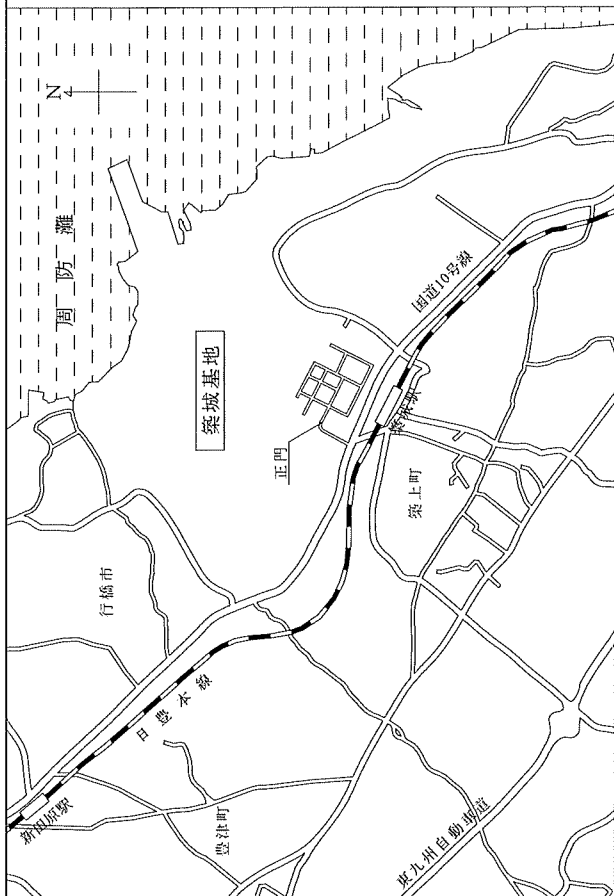
項 目	規 格	数 量	単 位
1 作業場所（別図第２）			
(1) 配管縁切り（受払い）	150A	2	箇所
(2) マンホール開放、閉鎖	外径φ760	1	箇所
(3) タンククリーニング （ガス抜き、内部清掃、目視点検）	内容量 3,000KL	1	式
(4) 定期点検 沈下測定		1	式
(5) 検査前サンドブラスト		1	
(6) 内部点検			
ア 底板板厚測定 ※１	底板及び側板 （別図第３、４）	1	式
イ 溶接部検査 ※２	底板及び側板 （別図第３、４）	1	式
(7) 塗装前サンドブラスト		1	式
(8) 塗装（タンク内部ブラスト剥離箇所）	底板及び側板 （別図第２、３、４）	1	式
(9) アトモスバルブ整備	KANEKO K-1 150A	4	基
3 方付け、清掃		1	式
4 廃油等処置			
廃油ガス及びスラッジ等の収集運搬	産廃廃棄物処理	1	式

※１ 定点測定とする。

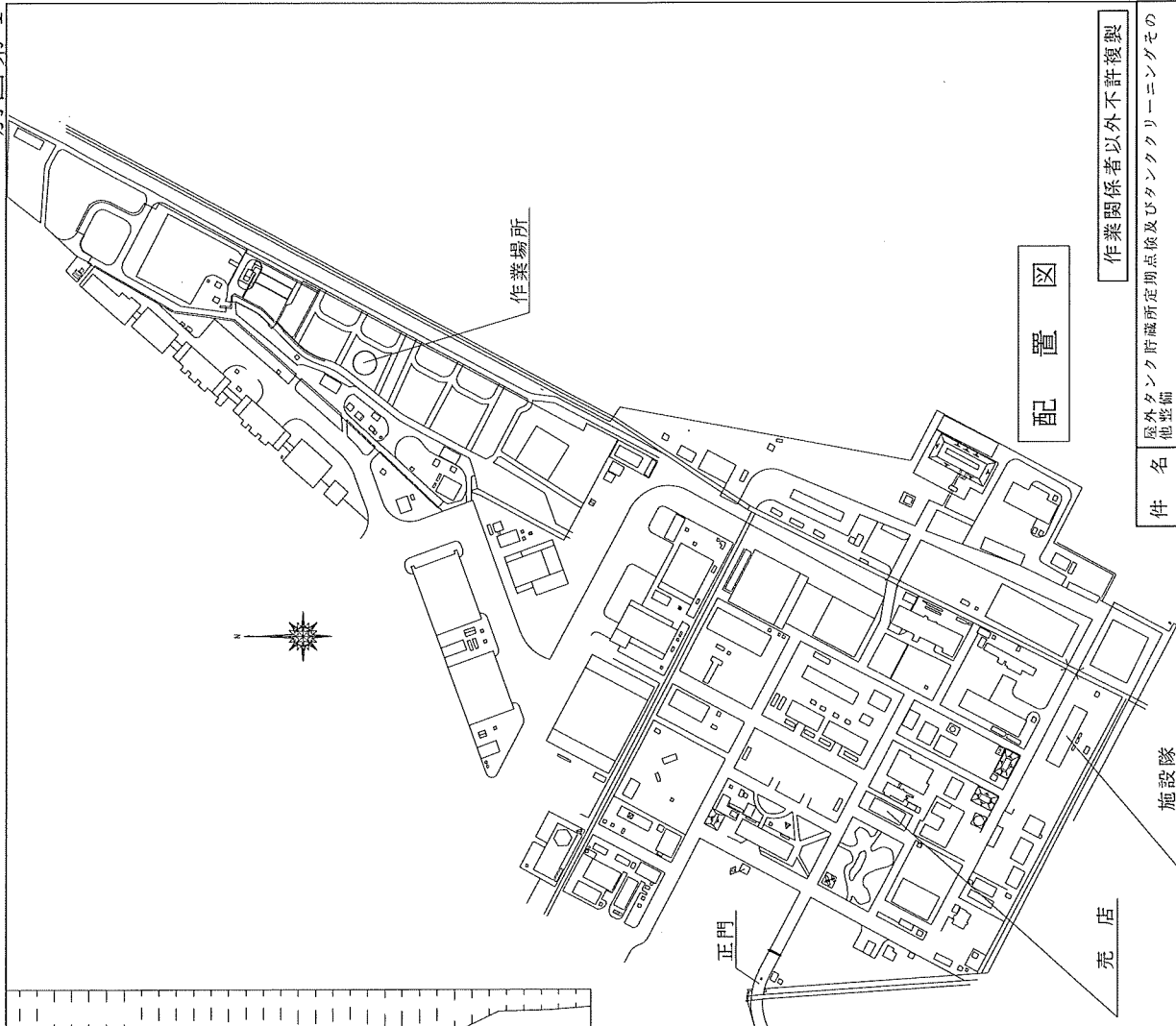
※２ 磁粉探傷及び真空漏洩又は浸透探傷検査とする。

(2) 交換部品等（細部は別図第２のとおり）

マンホール開放, 閉鎖 交換部品 (1箇所)	ボルト, ナット (M-16) ×20	交換
	マンホールパッキン (φ760) ×1	交換
	ボンディングアース (38sq) ×1	再利用
配管縁切り 150A (1箇所当たり)	ボルト, ナット (M-20×80mm) ×8	交換
	フランジパッキン (t=1.5) ×1	交換
	ボンディングアース (38sq) ×2	再利用
アトモスバルブ整備 (KANEKO FR-384 150A) 交換部品 (1基当たり)	防虫網 (40 メッシュ SUS304) ×2	交換
	スタッドボルト・ナット (M-20) ×16	交換
	フランジパッキン (150A, t=3) ×2	交換
	ボンディングアース (38sq) ×4	交換



案内図

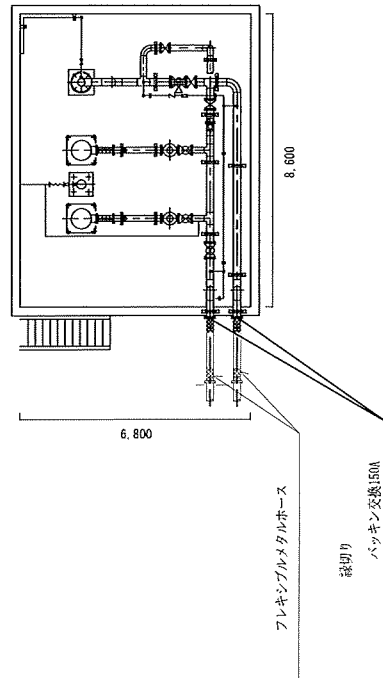
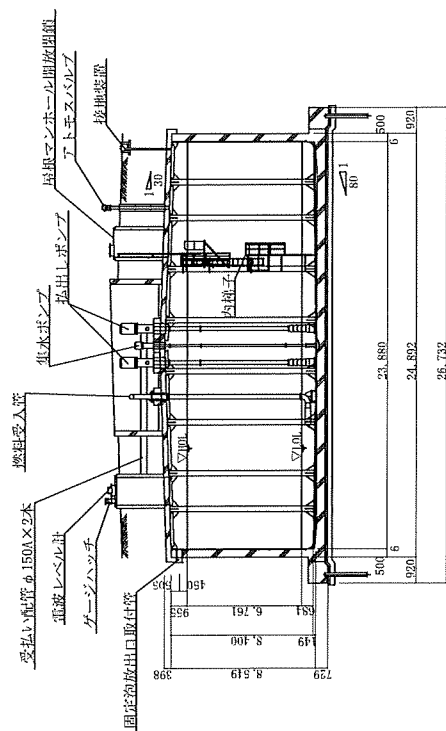


配置図

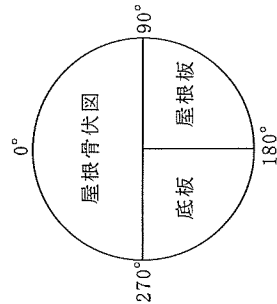
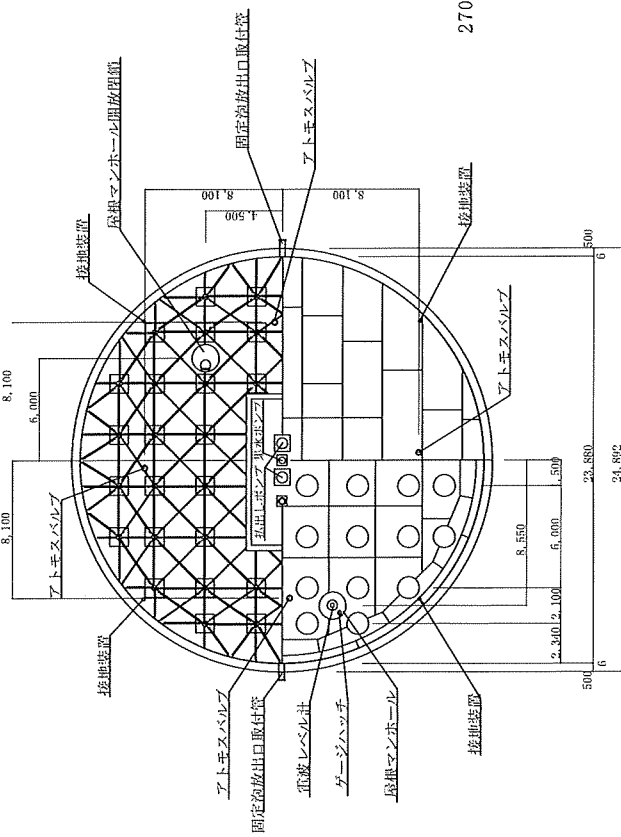
作業関係者以外不許複製

件名	屋外タンク貯蔵所定期点検及びタンククリーニングその他整備		
図面名	案内図・配置図		
縮尺	No scale	図面番号	1 / 4
航空自衛隊築城基地			

詳細図
(3,000KL)



断面图 N/S



タンクキープラン

交換部品表			
番号	場 所	数量	1 箇所当たり
1	屋根マボール	1 箇所	ボルト(M16)×20本 ナット(M16)×20個 マボールパ ワシシ×1枚
2	フレキシブルメタボールス	2 箇所	ボルト(M20)×8本 ナット(M20)×8個 ワシシパ ワシシ×1枚
3	アトミパ W7	4 基	ボルト(M20)×16本 ナット(M20)×16個 ワシシパ ワシシ×2枚 防虫網×2枚 ボトパ インパ アース×4本

作業関係者以外不許複製			
件名	屋外タンク貯蔵所定期点検及びびタンククリーニングその他整備		
図面名	作業場所		
縮尺	No scale	図面番号	2 / 4
航空自衛隊築基地			

